

令和3年草加市議会 6月定例会提出議案及び報告

- ・ 提出議案及び報告一覧
- ・ 概要

議案数		報告数	
専決処分承認	3件		
補正予算	1件		
条例	4件		
契約	1件	専決処分(損害賠償)	1件
財産取得	1件	繰越計算書	7件
人事	20件	事業報告	3件
計	30件	計	11件

2021年6月

令和3年草加市議会6月定例会 提出議案・報告一覧

議案

第36号議案 専決処分の承認を求めることについて[草加市税条例の一部を改正する条例]P. 3

地方税法等の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の適用期限の延長等、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の延長及び見直し、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の見直し等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

第37号議案 専決処分の承認を求めることについて[令和3年度草加市一般会計補正予算(第1号)]

第38号議案 専決処分の承認を求めることについて[令和3年度草加市一般会計補正予算(第2号)]

第39号議案 令和3年度草加市一般会計補正予算(第3号)

(P. 6~8)

第40号議案 草加市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について.....P. 9

行政不服審査法施行令の一部改正に鑑み、固定資産評価審査委員会の審査に係る審査申出書及び口述書の押印等を廃止するものです。

第41号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について.....P. 9

地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の拡充及び延長、医療費控除の特例の延長、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例割合の設定等を行うものです。

第42号議案 草加市手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について P. 11

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料を廃止するとともに、市の条例中の同法の引用条項を整えるものです。

第43号議案 草加市が管理する市道の構造等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について.....P. 11

道路構造令の一部改正に鑑み、交通事故の防止等のために必要がある場合に設置する交通安全施設の種類の自動運行補助施設を追加するとともに、にぎわいのある道路空間を構築するための歩行者利便増進道路に係る技術的基準を定めるものです。

第 4 4 号議案 草加市児童発達支援センター建設工事（建築工事）請負契約の締結について……………P. 13

草加市児童発達支援センターあおば学園の園舎を建て替えることにより、療育環境の改善を図るため、本工事の請負契約を締結するものです。

第 4 5 号議案 財産の取得について……………P. 13

教育環境の向上及び充実を図るため、市立小中学校の普通教室、特別支援教室等で使用する大型提示装置等を購入するものです。

第 4 6 号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 4 7 ～ 4 9 号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて

第 5 0 ～ 6 3 号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第 6 4 ・ 6 5 号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(P. 14～16)

報 告

第 6 号報告 専決処分の報告について（市道の管理瑕疵による事故の損害賠償）

第 7 号報告 令和 2 年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について

第 8 号報告 令和 2 年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 9 号報告 令和 2 年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第 1 0 号報告 令和 2 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 1 1 号報告 令和 2 年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

第 1 2 号報告 令和 2 年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 1 3 号報告 令和 2 年度草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第 1 4 号報告 令和 2 年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について

第 1 5 号報告 令和 2 年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業報告書及び決算書の提出について

第 1 6 号報告 令和 2 年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

(P. 16)

議案

第36号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市税条例の一部を改正する条例〕【市民税課・資産税課 専決処分日：令和3年3月31日】

1 目的

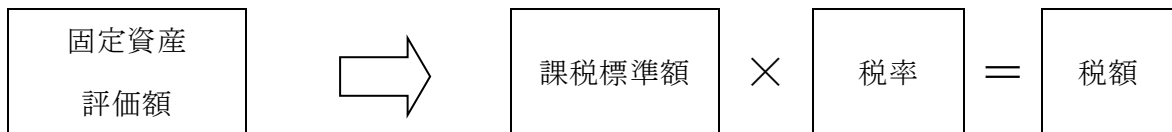
地方税法等の一部改正に伴い、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の適用期限の延長等、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の延長及び見直し、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の見直し等を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 土地に係る固定資産税・都市計画税の負担調整措置の適用期限の延長等

ア 平成30年度から令和2年度まで行われていた土地に係る税額の算定方法（※）を令和3年度から令和5年度まで引き続き適用（3年延長）します。

（※）土地に係る基本的な税額の算定方法（イメージ） ➡ 令和3～5年度も適用



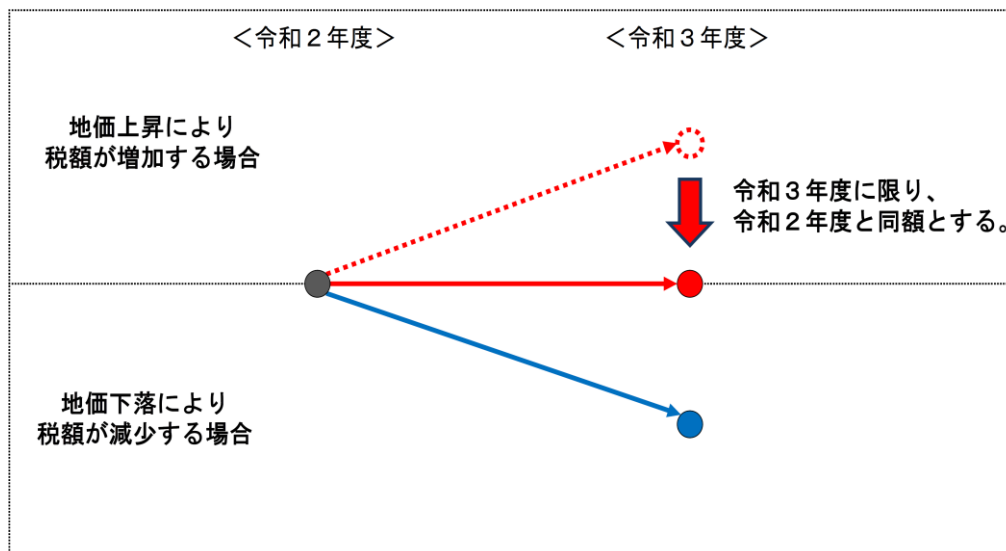
- ・固定資産評価基準により算出
- ※3年ごとに評価替え
- （それ以外の年度は原則据置）
- ※地価公示価格の7割を目途

標準税率
1.4%

○負担調整措置（現行と同様の適用を令和3年度から令和5年度まで3年間延長）

- ・1月1日から7月1日までの半年間の変動率を評価額に反映させるための措置（下落修正措置）
- ・価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための措置

イ 上記アのとおり負担調整措置の適用期限の延長を行った上で、令和3年度に限り、土地の税額について次のとおり措置を講じます。



ウ 土地に係る都市計画税についても、固定資産税と同様の取扱いとします。

(2) 生産性革命の実現に向けた償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産等に係る固定資産税の課税標準の特例（特例率0）について、適用期限を2年間延長し、令和4年度までとします。

【設備投資の対象資産】

- ・ 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備（平成30年4月1日以降に取得したもの）
- ・ 事業用家屋（令和2年4月30日以降に取得したもの）
- ・ 構築物（令和2年4月30日以降に取得したもの）

(3) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の延長・見直し

ア 軽自動車を取得した場合に課税される環境性能割の税率（自家用乗用車）の臨時的軽減措置（※）の対象となる取得期間を延長します。

項目	改正前	→	改正後
軽減措置の対象となる取得期間	令和元年10月1日～ 令和3年3月31日まで		令和3年12月31日まで (9か月延長)

(※) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の内容

次のとおり税率を1%軽減するものです。

軽減前税率	→	臨時的軽減措置
非課税		非課税(変更なし)
1%		非課税
2%		1%

イ 環境性能割の税率の適用区分を次のとおり新たな燃費基準に見直します。

【乗用車の場合】

令和元年度、令和2年度	→	令和3年度、令和4年度	自家用	営業用
電気自動車 天然ガス自動車		電気自動車 天然ガス自動車	非課税	非課税
<u>令和2年度燃費基準</u> +10%達成		<u>令和12年度燃費基準</u> 75%達成	非課税	非課税
<u>令和2年度燃費基準達成</u>		<u>令和12年度燃費基準</u> 60%達成	1%	0.5%
<u>平成27年度燃費基準</u> +10%達成		<u>令和12年度燃費基準</u> 55%達成	2%	1%
上記以外		上記以外又は令和2年度 燃費基準未達成	2%	2%

(自家用については、臨時的軽減期間は1%分軽減)

(4) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し

令和4年度・令和5年度課税において、次のとおり営業用乗用車については令和2年度燃費基準から令和12年度燃費基準への切り替えを行い、軽貨物自動車については電気自動車等に適用対象を限定します。

【営業用乗用】

平成30年度～令和3年度 H29.4.1～R3.3.31 取得分	→	令和4年度、令和5年度 R3.4.1～R5.3.31 取得分	税率
電気自動車 天然ガス自動車		電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減
<u>令和2年度燃費基準</u> +30%達成		<u>令和12年度燃費基準</u> 90%達成	50%軽減
<u>令和2年度燃費基準</u> +10%達成		<u>令和12年度燃費基準</u> 70%達成	25%軽減

【貨物用】

平成30年度～令和3年度 H29.4.1～R3.3.31 取得分	→ 令和4年度、令和5年度 R3.4.1～R5.3.31 取得分	税率
電気自動車 天然ガス自動車	電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減
平成27年度燃費基準 +35%達成	適用なし	50%軽減
平成27年度燃費基準 +15%達成	適用なし	25%軽減

(5) その他

地方税法の一部改正に伴い、条文中の同法の引用条項を整える所要の整備等を行います。

3 施行期日

令和3年4月1日

<影響等>

(1) 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置

約420万円の減収

(2) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例の見直し

約11万円の増収

第37号議案 専決処分の承認を求めることについて[令和3年度草加市一般会計補正予算(第1号)]【専決処分日：令和3年4月12日】

補正前の歳入・歳出予算額 88,958,000千円

歳入・歳出補正予算額 509,269千円

補正後の歳入・歳出予算額 89,467,269千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものです。(千円)

款	補正額	主な内容
14 国庫支出金	547,358	①新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 △ 27,358
		②母子家庭等対策総合支援事業費補助金 192,130
		③新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 382,586
18 繰入金	△ 38,089	・財政調整基金繰入金 △ 28,326
		④新型コロナウイルス感染症緊急対策基金繰入金 △ 9,763
合計	509,269	

歳 出

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
3 民生費	192,130	・ひとり親家庭等支援事業[子育て支援課]	②	192,130
4 衛生費	317,139	・新型コロナウイルスワクチン接種事業 [新型コロナウイルス対策課]	①③④	317,139
合 計	509,269			

第38号議案 専決処分の承認を求めることについて[令和3年度草加市一般会計補正予算(第2号)] 【専決処分日：令和3年5月20日】

補正前の歳入・歳出予算額 89,467,269千円

歳入・歳出補正予算額 85,700千円

補正後の歳入・歳出予算額 89,552,969千円

補正予算の主な内容

歳 入

※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものです。

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	
14 国庫支出金	85,700	①新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	85,700
合 計	85,700		

歳 出

(千円)

款	補正額	主 な 内 容	特定財源	
4 衛生費	85,700	・新型コロナウイルスワクチン接種事業 [新型コロナウイルス対策課]	①	85,700
合 計	85,700			

第39号議案 令和3年度草加市一般会計補正予算（第3号）

補正前の歳入・歳出予算額	89,552,969千円
歳入・歳出補正予算額	248,491千円
補正後の歳入・歳出予算額	89,801,460千円

補正予算の主な内容

歳入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したものです。 (千円)

款	補正額	主な内容	
14 国庫支出金	242,330	①母子家庭等対策総合支援事業費補助金	242,000
		②事務費交付金	330
15 県支出金	1,954	③学校安全総合支援事業委託金	898
		④道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業委託金	1,056
18 繰入金	3,207	・財政調整基金繰入金	3,207
20 諸収入	1,000	⑤自治総合センターコミュニティ助成金(みんなでまちづくり課)	1,000
合計	248,491		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 総務費	4,207	・文書法規事務[庶務課]		3,207
		・町会・自治会活動促進事業[みんなでまちづくり課]	⑤	1,000
3 民生費	242,330	・国民年金制度の推進[保険年金課]	②	330
		・ひとり親家庭等支援事業[子育て支援課]	①	242,000
10 教育費	1,954	・豊かな心推進事業[指導課]	④	1,056
		・学校応援団推進事業[指導課]	③	898
合計	248,491			

第40号議案 草加市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
【庶務課】

1 目的及び内容

行政不服審査法施行令の一部改正に鑑み、固定資産評価審査委員会の審査に係る審査申出書及び口述書の押印等を廃止するものです。

2 施行期日

公布の日から施行します。

第41号議案 草加市税条例等の一部を改正する条例の制定について【市民税課・資産税課】

1 目的

地方税法等の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の拡充及び延長、医療費控除の特例の延長、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例割合の設定等を行うものです。

2 内容

(1) 住宅借入金等特別税額控除の拡充・延長（個人市民税）

住宅借入金等特別税額控除（所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除するもの）について、所得税において新たな契約期限、入居期限及び面積要件が設けられ、10年の控除期間を13年としていた特例が延長されたことから、個人住民税についても同様に改正します。

【住宅借入金等特別控除の控除期間の特例措置の適用要件】

契約期限	注文住宅 令和2年9月末までに契約 分譲・既存住宅 令和2年11月末までに契約	注文住宅 <u>令和2年10月から令和3年9月末までに契約</u> 分譲・既存住宅 <u>令和2年12月から令和3年11月末までに契約</u>
入居期限	令和3年末までの入居	<u>令和4年末までの入居</u>
面積要件	50㎡以上	<u>40㎡以上</u> ※40㎡～50㎡は合計所得金額1,000万円以下
控除期間	13年	13年

(2) 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の延長（個人市民税）

特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制（※））について、令和4年度までの適用期限を5年延長し、令和9年度までとします。

項目	改正前	改正後
適用期間	平成30年度～令和4年度	令和5年度～令和9年度

(※) セルフメディケーション税制

健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行っている個人が、スイッチO T C医薬品（要指導医薬品・一般医薬品のうち医療用から転用された医薬品）を年間12,000円以上購入した場合に、その購入費用（年間10万円を限度）のうち12,000円を超える額について所得控除を受けることができるもの（通常の医療費控除との選択制）

(3) 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例割合の設定（固定資産税）

関連法（特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法）の規定により都道府県又は市の認定を受け、民間事業者等が取得した雨水貯留浸透施設（※）について、令和6年3月31日までの特例措置として、償却資産に係る固定資産税の課税標準を、価格に3分の1を乗じて得た額とします。

(※) 雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させるなど、河川への雨水流出量を抑制するための雨水貯留施設（地下貯留施設、雨水利用施設、公園・校庭貯留施設など）及び雨水浸透施設（雨水浸透ます、透水性アスファルト舗装など）

(4) その他

ア 国外居住親族の扶養に係る取扱いの見直しとして、令和2年度税制改正に伴い、個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の判定に用いる扶養親族の範囲から、原則30歳以上70歳未満の国外に居住する親族を除くものとします。（個人市民税）

イ 条文中に引用する条項及び語句を整えるとともに、その他所要の整備を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次に掲げるものについては、当該期日から施行します。

ア 医療費控除の特例の延長 令和4年1月1日

イ 国外居住親族の扶養に係る取扱いの見直し 令和6年1月1日

ウ 雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例割合の設定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日

<影響等>

(1) 医療費控除の特例の延長

約12万円の減収

(2) 雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例割合の設定

草加市は、関連法の規定による区域等に該当していないため、現在、特例措置の対象はありません。

第42号議案 草加市手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について【市民課】

1 目的及び内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料を廃止するとともに、市の条例中の同法の引用条項を整えるものです。

2 施行期日

令和3年9月1日から施行します。

<影響等>

制度上、個人番号カード再交付手数料が市の歳入から除外され、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が収納する手数料となりますが、市は、J-LISから手数料の徴収を委託され、市民は、引き続き市民課窓口で手数料（800円）を支払うため、市民への影響はありません。

第43号議案 草加市が管理する市道の構造等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について【道路整備課】

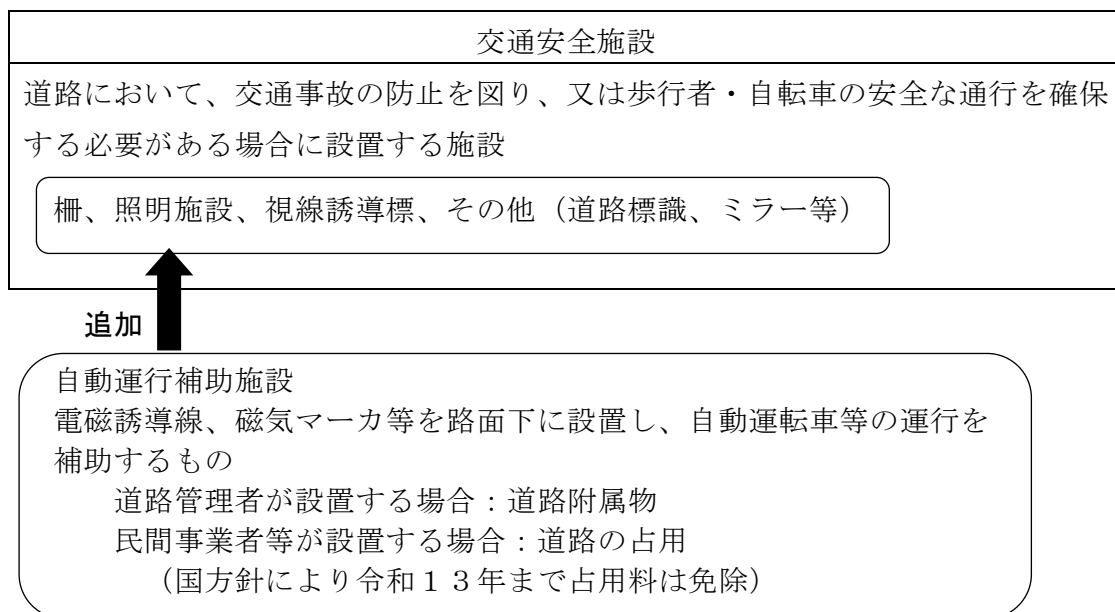
1 目的

道路構造令の一部改正に鑑み、交通事故の防止等のため必要がある場合に設置する交通安全施設の種類の自動運行補助施設を追加するとともに、にぎわいのある道路空間を構築するための歩行者利便増進道路に係る技術的基準を定めるものです。

2 内容

(1) 交通安全施設の種類の追加

次のとおり自動運転車等の運行を補助する施設を交通安全施設として位置付けます。



(2) 歩行者利便増進道路に係る基準の設定

道路管理者が、にぎわいのある道路空間を構築する目的で、区間を定めて歩行者利便増進道路（歩行者が安全・快適に通行、滞留できる空間の構築が可能となる道路区間）を指定する場合の技術的基準を次のとおり定めます。

【歩行者利便増進道路の基準】

- ・ 歩行者利便増進道路の歩道・自転車歩行者道、又は歩行者利便増進道路に指定した自転車歩行者専用道路・歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとします。
- ・ 必要があると認めるときは、街灯、ベンチその他の歩行者の利便に関する工作物、物件又は施設を設けるものとします。
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定された道路移動等円滑化基準に適合する構造（例：段差の解消、幅員の確保など）とするものとします。

3 施行期日

公布の日から施行します。

<影響等>

自動運転技術についてはその開発・普及途上であることから、現在のところ自動運行補助施設の設置予定はなく、また、市内における歩行者利便増進道路の指定に関する予定、事前相談等もありません。（なお、歩行者利便増進道路の指定に当たっては、移動等円滑化基準に適合する路線の選定や、警察との協議、関係部局との調整が必要となります。）

第44号議案 草加市児童発達支援センター建設工事（建築工事）請負契約の締結について【契約課・子育て支援センター】

1 目的

草加市児童発達支援センターあおば学園の園舎を建て替えることにより、療育環境の改善を図るため、本工事の請負契約を締結するものです。

2 契約方法：随意契約

3 契約の金額：506,000,000円

4 契約の相手方：ムサシ・彩光特定建設工事共同企業体

代表構成員 埼玉県草加市吉町五丁目1番2号
ムサシ建設工業株式会社

代表取締役 井上将人

構成員 埼玉県草加市栄町三丁目4番3号
株式会社彩光建設

代表取締役 高野正志

5 工事概要

(1) 工事場所：草加市青柳六丁目3458番1

(2) 敷地面積：2333.67㎡

(3) 建築面積：923.85㎡（駐輪場を除く。）（駐輪場面積 10.23㎡）

(4) 延床面積：1359.65㎡（駐輪場を除く。）（駐輪場面積 20.25㎡）

(5) 構造規模：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 2階

(6) 建物高さ：9.90m

(7) その他：駐車場台数 送迎用10台、来客用3台、送迎バス用2台

駐輪場台数 18台

6 工期：本契約締結の日から令和4年9月9日まで

7 入札：公告年月日 令和3年4月13日

開札日時 令和3年5月20日 午前10時

見積日 令和3年5月21日

第45号議案 財産の取得について【契約課・指導課】

1 目的

教育環境の向上及び充実を図るため、市立小中学校の普通教室、特別支援教室等で使用する大型提示装置等を購入するものです。

2 取得財産：大型提示装置等

内訳 大型提示装置 602台、反射防止フィルム（パネル）

Type C AVアダプタ、HDMIケーブル、ディスプレイスタンド

3 取得価格：143,049,060円

4 契約の相手方：埼玉県草加市青柳八丁目25番9号

株式会社サクノ電気

代表取締役 沼澤 弘典

5 入札：公告年月日 令和3年4月14日

入札日時 令和3年5月13日 午前10時

第46号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて【職員課】

固定資産評価審査委員会委員木村忠義氏は、令和3年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第47号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて【職員課】

不当要求行為等・公益通報委員会委員柳重雄氏は、令和3年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第3条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第48号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて【職員課】

不当要求行為等・公益通報委員会委員菅沼博文氏は、令和3年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第3条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第49号議案 不当要求行為等・公益通報委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて【職員課】

不当要求行為等・公益通報委員会委員大木健司氏は、令和3年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を不当要求行為等・公益通報委員会委員に委嘱したく、草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例第3条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

第50号議案～第63号議案 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて【職員課】

令和3年8月31日をもって任期満了となる農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

氏名	備考
石関博幸氏	農業者
井上昇氏	
鈴木裕介氏	
篠宮健次郎氏	
田中光彦氏	
豊田恭市氏	
豊田林一氏	
中村隆氏	
蓮沼泰文氏	
船渡政道氏	
横山勲氏	
横山伸夫氏	
渡邊明男氏	
土佐一仁氏	

第64号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて【職員課】

人権擁護委員谷古宇孝氏は、令和3年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

第65号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて【職員課】

人権擁護委員富岡綾子氏は、令和3年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。

報告

第6号報告 専決処分の報告について（市道の管理瑕疵による事故の損害賠償）

1 事故の概要

令和3年4月9日午前6時頃、通行者が自動車で市道21082号線を走行中、草加市八幡町1127番地7地先において、舗装から突き出ている鋼線の上を通行し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

22,780円

（物件損害賠償・道路賠償責任保険により全額補填・過失割合 市：10割）

3 専決処分日

令和3年5月14日

第7号報告 令和2年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について

第8号報告 令和2年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第9号報告 令和2年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第10号報告 令和2年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第11号報告 令和2年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

第12号報告 令和2年度草加市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第13号報告 令和2年度草加市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第14号報告 令和2年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について

第15号報告 令和2年度公益財団法人草加市スポーツ協会事業報告書及び決算書の提出について

第16号報告 令和2年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について